

2021

企業・行政対象暴力の現状と 暴力団情勢



全国暴力追放運動推進センター
警察庁組織犯罪対策部

暴力団情勢

令和2年における主な暴力団情勢とその対策

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争を受け、令和2年1月、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に基づき、特に警戒を要する区域（以下「警戒区域」という。）等を定めて両団体が「特定抗争指定暴力団等」に指定される中、同年5月には六代目山口組傘下組織幹部が神戸山口組傘下組織幹部に向けて拳銃を発射して負傷させる事件、同年11月には六代目山口組傘下組織幹部らが神戸山口組幹部らに向けて拳銃を発射して負傷させる事件が発生するなど、両団体の対立抗争は継続しています。こうした状況を受け、両団体の特定抗争指定の期限を延長するとともに、同年7月、10月及び12月には警戒区域を新たに追加し、対立抗争の情勢に応じた措置を講じています。

また、令和2年2月に任侠山口組から名称を変更した絆會も、依然として両団体と対立状態にあります。警察としては、今後も引き続き、市民生活の安全確保に向け、必要な警戒や取締りの徹底に加え、暴力団対策法の効果的な活用等により事件の続発防止を図るとともに、この機会に各団体の弱体化及び壊滅に向けた取組を推進していくこととしています。

さらに、工藤會については、平成24年12月に「特定危険指定暴力団等」に指定し、以降1年ごとに指定の期限を延長しているところ、令和2年12月には8回目の延長を行いました。

これまで工藤會に対する集中的な取締りを推進してきた結果、主要幹部を長期にわたり社会隔離するとともに、令和2年2月、本部事務所が解体後、更地になった土地が民間企業に売却されるなどしたことで、工藤會の組織基盤等に相当の打撃を与えています。

警察としては、今後も、未解決事件の捜査をはじめとした取締りや資金源対策を強力に進めるとともに、工藤會による違法行為の被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等に対する必要な支援や離脱者の社会復帰対策を更に推進していくこととしています。

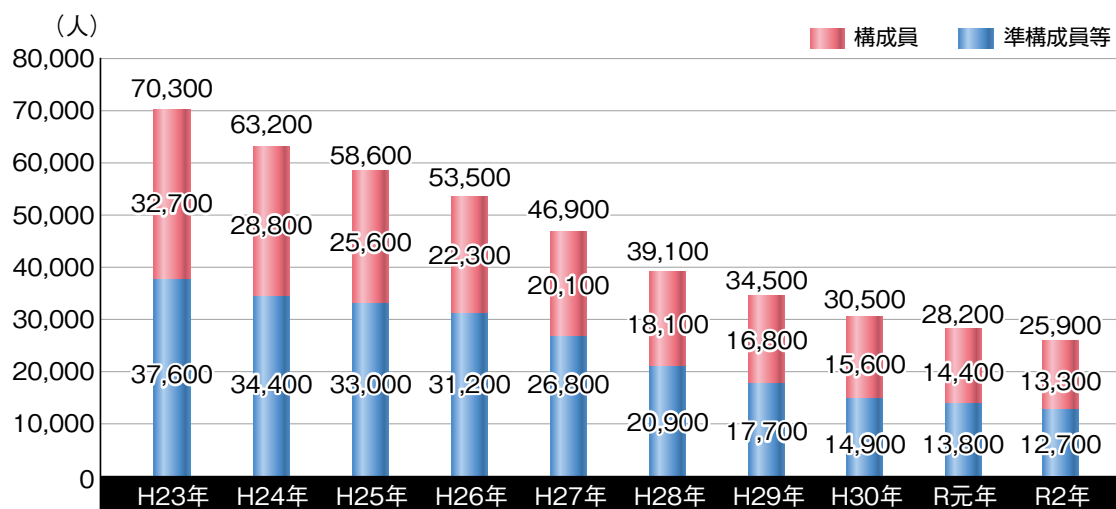
このほか、暴力団排除の取組を一層進展させるため、暴力団排除に取り組む事業者に対する暴力団情報の適切な提供や保護対策の強化等に取り組んでいます。

暴力団の勢力

暴力団構成員等の状況

暴力団とは、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」（「暴力団対策法」第2条第2号）のことをいい、その構成員及び準構成員等（以下、この項において「暴力団構成員等」といいます。）の数^{*}は、令和2年末現在25,900人で、前年と比べ、2,300人減少しました。うち、暴力団構成員の数は13,300人で、前年に比べ1,100人減少し、準構成員等の数は12,700人で、前年に比べ1,100人減少しました。

暴力団構成員等の推移



※暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と合計の値は必ずしも一致しません。

注：準構成員等とは、暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいいます。

指定暴力団分布図（24団体）

